

半田市身体障がい者自動車改造費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち、身体障がい者自動車改造費助成事業の実施については、半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業の内容)

第2条 この事業は、身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の操向装置等の一部の改造に要する経費（以下「改造費」という。）を助成することにより実施するものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、半田市内に居住する身体障がい者手帳の交付を受けた者のうち、道路交通法（昭和35年法律第105号）第91条に規定する「免許の条件」を付された者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 就労、通院、通学等に伴い自らが所有し、運転する自動車の操向装置等の一部を改造する必要があること。
- (2) 改造を行う月の属する年の前年（改造を行う月が1月から3月までの間にある場合は前々年とする。）の所得税の課税所得金額（各種所得控除後の額）が、当該月の特別障がい者手当の所得制限限度額を超えないこと。
- (3) 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料について滞納がないこと。ただし、適切な納付誓約の提出があり、確実な納付が見込まれると判断される場合は、この限りでない。

(助成金額)

第4条 助成金の額は、改造費の額とし、上限は10万円とする。

(申請手続)

第5条 改造費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、半田市身体障がい者自動車改造助成金交付申請書（様式第1）に必要書類を添えて市長に申請するものとする。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、内容を審査し、助成することを決定したときは、半田市身体障がい者自動車改造助成金交付決定通知書（様式第2）により、助成しないことを決定したときは半田市身体障がい者自動車改造助成金交付却下通知書（様式第3）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

（請求の方法）

第7条 前条の規定により助成金の支給決定を受けた者は、改造を完了したときは、速やかに半田市身体障がい者自動車改造助成金請求書（様式第4）に、必要書類を添えて助成金を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに助成金を支給するものとする。

（更生指導台帳への記載）

第8条 市長は、助成金交付の記録として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第9条第2項に定める身体障がい者指導台帳の「その他の記録（施設入所等）」欄に必要な事項を記載するものとする。

（不正利得の返還）

第9条 市長は、虚偽その他不正な手段により改造費の助成を受けた者があるときは、その者から助成金額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1 (第5条関係)

半田市身体障がい者自動車改造助成金交付申請書

年 月 日

半田市長 殿

氏名.....

半田市身体障がい者自動車改造費の助成を受けたいので、下記のとおり申請します。

ふりがな		電話番号		年齢	歳		
氏名							
住所	〒		職業				
身体障がい者手帳	第	号					
	年	月	日	交付・再交付	等級	種	級
支払希望	銀行・信用金庫	本店	普通	No.			
口座	農協・労働金庫	支店	当座				
取得自動車名							
改造に要する経費							
改造部位	操向装置 ・ 駆動装置 ・ その他 ()						
	内容						
改造施行	名称		TEL ()	-			
業者名	住所						

添付書類 (1) 身体障がい者手帳の写し (2) 自動車運転免許証の写し (3) 見積書

同意書	半田市身体障がい者自動車改造費助成における審査のために、私の市税等の納税状況を市担当者が調査することに同意します。 氏名.....
-----	--

様式第2（第6条関係）

半田市身体障がい者自動車改造助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

半田市長 

年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、下記のとおり助成
することを決定します。

記

助成金額 金 円

様式第3（第6条関係）

半田市身体障がい者自動車改造助成金交付却下通知書

第 号
年 月 日

様

半田市長

印

年 月 日付けにて申請のありました身体障がい者自動車改造費助成金については、下記の理由により、却下することに決定しました。

記

1. 申請者の所得が基準に定める所得制限額を超えるため
2. その他（ ）

半田市身体障がい者自動車改造助成金請求書

年 月 日

半田市長 殿

住所

氏名

下記のとおり、自動車の改造を完了しましたので助成金の請求をします。

記

1 改造完了年月日

年 月 日

2 改造部分

3 請求（改造）費用

金 円

（ただし、改造費用は金 円）

添付書類

- （1）半田市身体障がい者自動車改造助成金交付決定通知書の写し
- （2）施工業者の領収書の写し （3）自動車検査証の写し
- （4）改造部位及び自動車登録番号標の写真